

甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6明許） 特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（関東森林管理局版）」（以下「共通仕様書」という。）を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）個体数の急激な増加や分布の拡大に伴う農林業、自然生態系等への深刻な被害を軽減するため、国として令和10年度までにシカ個体数の平成23年度水準からの半減を目標に掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

森林においては、シカによる造林木への食害や剥皮等の被害により、森林施業に支障を来している。また、下層植生の消失や植生の単純化等が進み、生物多様性の保全に支障を来すおそれがあるほか、土砂流出や崩壊が発生し、森林が持つ国土保全機能等の低下が懸念される状況となっている。

このような中で、令和6年3月にはシカの生息密度が公表され、全国的に生息域が拡大したことが明らかになったところである。繁殖力旺盛なシカの捕獲等を行わなければ、更なる生息密度の増加や分布の拡大が想定され、森林の多面的機能の発揮等への多大な影響が懸念されるため、本事業では、国として広域的にシカ捕獲等を実施することを目的としている。

2 事業区域

山梨県甲府市和田町和田国有林1林班ほか 822ha（別紙位置図参照）

3 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

(1) 捕獲対象鳥獣

ニホンジカ、イノシシ

(2) 捕獲目標頭数

ニホンジカ 60頭 イノシシ 10頭

なお、目標頭数については、あくまでも目安を示すものであり、頭数を制限するものではない。

4 事業内容

(1) 計画準備

ア 事業計画書の作成等

共通仕様書1.10事業計画書については、様式1～4により作成することとし、監督職員及び山梨森林管理事務所担当者（以下、「監督職員等」という。）と契約後速やかに打合せを行うとともに、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係機関等と調整を行い作成すること。

ツキノワグマ（以下、クマという。）の錯誤捕獲があった場合の体制についても記載すること。受託者が直接雇用しない者に放獣等の依頼を予定する場合、再委託として取り扱うので、様式1の3.の欄に記載すること。

なお、委託者が事業計画を承認する前に事業に着手することはできません。

現場作業に参加する者は、事業管理責任者、捕獲従事者又は作業従事者であること。

競争参加資格確認申請書提出時点で損害賠償保険及び従事者傷害保険の加入が見込みであり加入済みを示す書類を提出していない場合、事業計画書提出までに提出すること。

イ 鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付の申請

鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付の申請に必要な「鳥獣の捕獲等従事者名簿」、「出動計画書」を、令和7年9月10日（水曜日）までに山梨森林管理事務所に電子メールにより提出すること。

様式2「人件費明細書」の職名等に捕獲従事者の記載がある者は、必ず申請すること。

捕獲手法に応じた狩猟免許の有効期間内の従事となる。

資格を有しない者を申請した場合は、委託契約書第17条により「この契約に違反した場合」に該当し、契約を解除する可能性があることから資格を確実に確認して提出すること。

山梨県有害鳥獣捕獲実施要領（山梨県森林環境部みどり自然課 平成19年4月1日策定「<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/51797/youryou.pdf>」を参照）に基づき必要な書類を整備すること。

(2) 捕獲方法

本事業による捕獲を以下に示す時期及び場所において実施すること。

ア 実施期間及び作業日数

令和7年10月14日（火曜日）から令和7年12月18日（木曜日）を基本とした60日間のくくりわなによる捕獲作業を実施する（見回り・給餌・メンテナンス・捕獲・検体・埋設含む）。悪天候時に、くくりわなの設置を行わないこと。捕獲作業は令和8年1月16日（金曜日）までに完了すること。

ただし、令和7年11月1日（土曜日）から11月3日（月曜日）まで、11月22日（土曜日）から11月24日（月曜日）まで、12月27日（土曜日）から令和8年1月4日（月曜日）までの期間は、捕獲作業を行わず、わなを稼働させないこと。

なお、鳥獣捕獲許可証、従事者証（以下、「鳥獣捕獲許可証等」という。）を山梨森林管理事務所から受託者に配布してからの実施となる。

また、埋設穴については、令和8年1月23日（金曜日）までに埋戻整地作業を完了すること。

イ 実施時間

日の出から日の入りまでとすること。日の出前及び日の入り後に実施する場合には、法令に基づいた手続を実施し、監督職員等に手続結果を報告後に実施すること。

ウ 実施場所

標高 1,000m 超えない事業区域内で実施すること。A、B、C 地区においてそれぞれ 5 基以上を設置し、E 地区には 10 基以上を設置すること。1 日当たりに稼働させるくくりわなは 50 基とする。設置場所については、くくりわな設置前に監督職員等と協議して決定すること。現場条件により設置できない場合は、事前に監督職員に承諾を得るとともに、協議内容を書面に記載し提出すること。

くくりわなを設置・移動した場合は、速やかに監督職員等に報告すること。

わな設置位置については、山梨森林管理事務所から貸与する GPS (ガーミン eTrex Touch 35j) を用いてわな設置番号ごとに位置を記録すること。ポイントは、「K07○-△ (○は、わな番号、△は、設置回数)」で整理すること。ポイントを記録し名称を整理した後、GIS (地理情報システム) を用いて国有林野の小班区画ポリゴンデータのレイヤにわなの gpx データのレイヤを重ねること等により わな位置図 を作成し、メールにより わな位置図に GPS のデータ (登録日別の gpx データなど) を添付し、速やかに監督職員等に提出し、報告すること。なお、概ね 10 m 以内の移動の報告は不要とする。

国有林野の小班区画ポリゴンデータは G 空間情報センターのホームページ (<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/a45>) からダウンロードすることができる。

エ 捕獲方法

捕獲に当たっては、甲府市及び山梨市 (被害等の発生地域) の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めること。または、甲府市及び山梨市 (被害等の発生地域) の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者の意見を反映して有害鳥獣捕獲を実施すること。

シカの糞や足跡が確認された箇所の付近等、シカが捕獲しやすい箇所に、くくりわなを 50 基以上設置すること。わなの設置方法は、原則として小林式誘引捕獲法とする。ただし、事業計画書提出までに監督職員に書面により協議し、同等以上の捕獲効率が見込まれる方法であると認められた場合、その他の設置方法を採用することも可能である。なお、空はじき防止のため、わなの周囲に石や枝条等の障害物を配置するなど、シカが必ず足を置く位置となるように工夫すること。

くくりわなについては、山梨森林管理事務所から貸与するわなを使用すること。

なお、1 日当たりに稼働させるくくりわなは 50 基とし、貸与したわなが捕獲により損傷して使用できなくなった場合は、予備のわなを使用して設置を行うこと。損傷したわなを分別して、様式 15「国からの支給材料 (貸与品) 等返納届」の備考欄にその数量を記載すること。また、使用できなくなったわなは、写真撮影を行い返納時に監督職員等の確認を得ること。

貸与予定のわなと同等の効果が見込める場合は、わな設置前に監督職員に書面により協議の上、受注者の負担により貸与品に替えて使用して良いものとする。なお、代替品のわなを使用して盗難、亡失又は損傷した場合の補償はできません。

猟具ごとに装着する標識は、山梨県有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、金属製又はプラスチック製とし、標識の記載例に基づくこと。標識には、わな番号を記載すること。わな番号は、地区名と数字と設置回数の組み合わせとする（例. A 1-1、C 18-2 等）

鳥獣捕獲許可証の許可対象以外の鳥獣は絶対に捕獲しないこと。

捕獲した鳥獣は、鳥獣捕獲許可証の「捕獲等の後の処分」に従うこと。

鳥獣捕獲許可証等を携帯して、従事者全員が腕章を着用すること。

許可権者からの許可条件を遵守すること。

捕獲開始後 25 日経過した時点で、捕獲開始後 30 日までに現場管理責任者が監督職員等と後半の捕獲に係る方針について打合せを行い、指示を受けること。

オ 捕獲実施体制

1 日当たりの捕獲体制は、一班 2 名以上の体制で車両 1 台とし、2 班以上の編制とする。

車両には、山梨森林管理事務所発行の通行証を備え付け、職員又は道路管理者等から掲示を求められた場合は、指示に従うこと。なお、駐車中は、フロントの見える場所に掲示すること。

カ 見回り（見回り経路のとおり）

見回り回数 60 回

一般道等走行距離 甲府市内の国有林見回り距離 37.0km

山梨市内の国有林見回り距離 1.9km

見回り距離計 38.9km

見回りの走行は、時速 15km 以下とし、安全運転を行うこと。保安林管理道及び作業道についても、時速 15km 以下で走行すること。

実施する見回り経路及び班編制等については、事業計画書に記載すること。

見回り経路については、監督職員等と打合せを行うこと。

くくりわな稼働中は、毎日見回りを行うこと（天候不良等により事業の実施が困難な場合を除く。その場合は、監督職員に書面により連絡すること。）。
見回りに係る車両の給油の領収書を保存し、現場作業完了後速やかにその写しを山梨森林管理事務所に提出すること。

キ 通勤補正

なし 通勤時間（往復） 甲府市内の国有林 20 分

山梨市内の国有林 34 分

ク 林道等の通行許可

山梨県及び甲府市が管理している林道については、受託者により通行許可を受け

ること。

保安林管理道については、当所治山グループに通行許可の申請を行うこと。

ケ 国からの支給材料（貸与品）

別添「貸与物品一覧表」のとおり

コ ヘイキューブの設置

1袋30kgのヘイキューブを11袋購入し、わなの周囲に1基当たりヘイキューブを各1.5kg程度設置し、経過観察を行うこと。以降、14日間に1回程度の頻度で古い誘引餌を除去し、給餌を行うこと。除去した誘引餌は林内に埋設し、地表に露出させないこと。購入したヘイキューブは領収書の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから使用すること。設置場所及び観察方法については、事前に監督職員等と打合せを実施すること。使用残がある場合は、監督職員に引き渡すこと。

サ 鉋塩の設置

1個5kgの鉋塩10個を委託者から貸与を受け、各地区（A地区からE地区）につき2個設置し、経過観察を行うこと。設置場所はくくりわなから5m以上離れた位置とすること。設置場所及び観察方法については、事前に監督職員等と打合せを実施すること。使用残がある場合は、山梨森林管理事務所に引渡すこと。

(3) 個体処理方法

ア 止めさし方法

原則、電気止めさし（ナイフによる止めさしを含む。）とする。

受託者が、危険回避のため銃による止めさしを見込んでいる場合は、「競争参加資格確認申請書」提出の際に「配置予定の従事者の状況」に必要な資格を記載すること。なお、捕獲の方法は、「わな、銃（ただし、「止めさし」時の使用に限る）」となる。第一種銃猟免許を持つ者は、「銃砲所持許可証」の「用途」欄に「有害鳥獣駆除」の記載がある者であること。なお、銃により止めさしを実施しても委託契約の「止めさし方法」の変更はできません。

イ 集合理設

70頭（ニホンジカ、イノシシ等捕獲許可を得ているもの）

捕獲個体は様式仕3「捕獲個体記録票」に基づき検体を行った後、埋設すること。埋設1頭当たり2kg程度の消石灰を埋設地点に適切に散布し消毒すること。消石灰の散布時は保護眼鏡、保護マスク、ゴム手袋を着用すること。消石灰については、1袋20kgを8袋購入すること。購入した消石灰は納品書及び領収書の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから使用すること。使用残がある場合は、監督職員に引き渡すこと。

ウ 埋設穴

山梨市内 1 箇所 平均幅 2.0m 平均延長 8.0m 平均深さ 1.5m

甲府市内 1 箇所 平均幅 2.0m 平均延長 8.0m 平均深さ 1.5m

掘削量 48m³

甲府市内は保安林であることから、埋設穴の掘削等に係る保安林内作業行為協議を山梨森林管理事務所で行うこととし、山梨県知事から当該協議への同意があった後、同意を受けた期間内に掘削及び埋戻しを行うこと。また、山梨県保安林管理要綱第 30 条（許可証の掲示）の規定に基づき、事業現場の見やすい場所に「保安林内の土地の形質の変更行為の許可証」を掲示しなければならない。

埋設穴の掘削・埋戻しに機械を使用した場合、経費に係る領収書を保存し、現場作業完了後速やかに山梨森林管理事務所へ提出すること。

(4) 報告

写真撮影等については、別紙「有害鳥獣捕獲事業写真管理基準」により整理を行い報告とともに提出すること。

ア 業務日誌

様式 13 の業務日誌例に基づき、毎日記載して 10 月分は令和 7 年 11 月 5 日（水曜日）まで、11 月分は令和 7 年 12 月 5 日（金曜日）まで、12 月分は令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）まで、1 月分は事業完了後速やかに監督職員に提出すること。共通仕様書 2.4.2 に記載されている毎日の事業実施状況を撮影した写真を写真帳の形式で整理し、添付すること。

共通仕様書別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」の業務日誌の記載例を参考に作成すること。

記載に当たっては、直接事業費及び間接事業費のうち積上げ計上する費用（労務費）に該当する項目の従事日数（時間）が分かるように記載すること。

なお、打合せに係る人件費については、事業着手時の打合せ、中間打合せ、捕獲事業報告書作成時の打合せの各 1 回につき監督職員と対面で実施した場合に各 2 名までに限り、直接事業費への計上を認めるので、業務日誌に適切に記録すること。

イ 誘引作業日報、鉤塩作業日報

ヘイキューブについて、捕獲地区（A、B、C、E 地区）別の誘引状況・付近の状況がわかるよう、様式仕 1 「誘引作業日報」を毎日整理すること。誘引作業日報の作成は、誘引餌の設置日だけではなく、捕獲期間を通して毎日作成すること。誘引餌付近でシカ等を目撃した場合は、様式仕 1 の備考欄にその旨を記載すること。

「所見」欄については、誘引効果や実施における課題等を随時記載すること。

鉤塩について、様式仕 9 「鉤塩作業日報」により 10 日間ごとに 1 回以上の頻度で記録すること。

記載に当たっては、監督職員と事前に打ち合わせすること。

誘引作業日報及び鉤塩作業日報は、10 月分は令和 7 年 11 月 5 日（水曜日）ま

で、11月分は令和7年12月5日（金曜日）まで、12月分は令和8年1月5日（月曜日）まで、1月分は事業完了後速やかに監督職員に提出すること。

ウ 捕獲作業日報

捕獲作業（くくりわな設置から撤去までの期間の全日）を実施した場合は、様式仕2を毎日整理して10月分は令和7年11月5日（水曜日）まで、11月分は令和7年12月5日（金曜日）まで、12月分は令和8年1月5日（月曜日）まで、1月分は事業完了後速やかに監督職員に提出すること。

「従事者名」欄については、班編制、従事者名、役割、捕獲地区名、見回り回数など必要項目が分かるように記載すること。捕獲従事者の役割は、「わな設置、わな撤去、わな移動、捕獲従事」など主な役割を記載すること。作業従事者の役割は、「車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業」のうち主な役割を記載すること。役割が複数の項目がある場合は、「等」を記載すること。

「備考」欄については、シカ又はイノシシを捕獲した場合、獣種名、捕獲した順を記載すること（例えば、シカ 1頭目）。

「所見」の欄については、わなを設置、撤去、移動等した場合は、「わな設置 A地区○基 B地区○基 C地区○基 E地区○基 計○基」を記載すること。くくりわなの空はじきがあった場合は、地区ごとに何基あったかを記載すること。実施における課題、対応策等を随時記載すること。

記載に当たっては、監督職員等と事前に打ち合わせすること。

エ 捕獲個体記録票

ニホンジカ及びイノシシの捕獲があった都度に様式仕3を作成し、捕獲終了日後7日以内（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、行政機関の休日の翌日。）までに監督職員に提出すること。

オ 錯誤捕獲対応記録票

錯誤捕獲があった都度に様式仕6を作成し、10月分は令和7年11月5日（水曜日）まで、11月分は令和7年12月5日（金曜日）まで、12月分は令和8年1月5日（月曜日）まで、1月分は事業完了後速やかに監督職員に提出すること。

なお、クマの錯誤捕獲があった場合は、関係市町村及び監督職員（監督職員が不在の場合、山梨森林管理事務所 調整官）に速やかに連絡すること。

クマ等の錯誤捕獲に係る経費は、見積書を事業計画書提出までに監督職員に提出すること。

錯誤捕獲の対応は、甲府市及び山梨市の担当者と事前に対応策等の打合せを行うこと。

カ 捕獲個体整理表

共通仕様書2.4.2別紙様式2捕獲個体整理表については、様式仕7をもって代え

るものとする。

捕獲期間（くくりわな設置から撤去までの期間の全日）において、捕獲個体記録票及び錯誤捕獲対応記録票を7日間（月曜日から日曜日）ごとに様式仕7に整理して、翌週火曜日（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、行政機関の休日の翌日。）の午後4時までに監督職員に報告すること。別途、各月の捕獲頭数を監督職員等から照会することがあるのでその際は対応すること。

なお、共通仕様書2.4.2(3)捕獲個体の証拠物及びその写真に基づき、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したもの及びその写真を毎月報告時にまとめて監督職員に提出すること。

ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とし、捕獲個体の証拠物の数が分かるように写真を撮影して、証拠物とともに監督職員に提出すること。

また、捕獲終了日後に捕獲個体整理表の記載内容の誤りがないかを捕獲個体記録票及び錯誤捕獲対応記録票と再確認し、速やかに監督職員に1部提出すること。

キ 許可証（返納）

許可証は、許可期間満了後又は有害鳥獣捕獲終了後、報告欄を記載の上、従事者証と合わせて返納すること。

報告欄の記載は、山梨県有害鳥獣捕獲実施要領に基づき記載すること。報告欄の「鳥獣等の種類」欄について、ニホンジカの場合は、鳥獣捕獲実績報告書の報告にオス、メス別に記入することとなっていることから「ニホンジカオス」、「ニホンジカメス」と記載すること。記載方法が分からない場合は、監督職員等と相談すること。

許可権者からの許可条件となっている報告については、あらかじめ監督職員等と打合せを実施すること。

ク ジビエ利用届及びジビエ利用記録票

受託者が当該事業における捕獲個体のジビエ利用を計画する場合は、事業実施前までに様式仕4「ジビエ利用届」により委託者に届け出るものとし、処理結果については様式仕5「ジビエ利用記録票」により整理し、委託事業実績報告書とともに1部提出すること。併せて、個体の受領証明書（共通仕様書2.4.2(4)）も提出すること。

なお、共通仕様書3.1.6 個体処理(4)に基づき監督職員からの承諾を得た上で実施すること。

また、共通仕様書3.1.6 個体処理(4)に基づき対価の受け取りは認めないとするが、受託者が自費により加工施設等に運搬する場合に加工施設事業者等から運搬費相当額を受け取る場合はこの限りではない（見回り経路から離脱した運搬に限る。）。

ケ 委託事業実績報告書

監督職員に提出した業務日誌について、様式仕8「業務日誌整理表」により整理

を行い提出すること。様式 12 の人件費明細書（実績）の委託事業従事日数と一致させること。

コ 捕獲事業報告書

共通仕様書 2.4.3(2) 捕獲事業報告書は、取りまとめ整理して紙媒体（A4 サイズ、カラー）で 2 部、電子媒体（DVD-R 又は BD-R）で 1 部を委託契約満了の日までに納入すること。

捕獲事業報告書の作成に当たっては、現場管理責任者が監督職員等と事前に打ち合わせし、指示を受け作成すること。納入に当たっては、あらかじめ監督職員等から内容（案）の確認を受けること。

くくりわなの種類及び設置基数、わなを設置する際に配慮した事項、ヘイキューブと鉍塩別の誘引状況、月毎の捕獲頭数及び捕獲効率、雌雄別及び成獣・幼獣別の捕獲頭数の内訳、空はじきの回数、錯誤捕獲の状況及び捕獲結果の分析については必ず記載すること。

また、有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に記載した安全管理対策の実施状況がわかるように報告すること。共通仕様書、特記仕様書、監督職員により指示のあった安全対策についての実施状況を報告すること。

委託事業写真帳のほか、有害鳥獣捕獲事業写真管理基準に基づき撮影した全写真を整理して、電子媒体に格納して提出すること。納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

サ 成果物に関する留意事項

成果物の作成に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

(5) 安全確保の体制等

ア 関係官公庁との調整

クマ等の錯誤捕獲があった場合の対応について、捕獲作業開始前までに甲府市役所産業部農林振興室林政課及び山梨市役所農林課と打合せを実施すること。

山梨県、甲府市役所及び山梨市役所から有害捕獲に係る調査等があった場合は、協力を行うこと。

○山梨県中北林務環境事務所（甲府市地区）

山梨県韮崎市本町四丁目 2-4（北巨摩合同庁舎 4 階）

環境・エネルギー課自然共生担当 電話：0551-23-3087

○山梨県峡東林務環境事務所（山梨市地区）

山梨県甲州市塩山上塩後 1239-1（東山梨合同庁舎 3 階）

環境・エネルギー課自然共生担当 電話：0553-20-2720

○甲府市役所

山梨県甲府市丸の内1-18-1(本館8階)

産業部農林振興室林政課森林保全係 電話：055-298-4837

○山梨市役所

山梨県山梨市小西原843(西館2階)

農林課農林担当 電話：0553-22-1111(内線2214)

イ 事業実施の周知

(ア) 地元集落への案内

捕獲作業開始前に地元猟友会事務局へ事業の実施期間、体制及び受託者の連絡先等を知らせること。

○峡中地区猟友会

山梨県韮崎市本町4-2-4 中北林務環境事務所内

電話：090-7700-0566

○峡東地区猟友会

山梨県甲州市塩山上塩後1239-1 峡東林務環境事務所内

電話：070-4410-6412

(イ) 事業実施看板

捕獲作業開始前に捕獲区域内の見やすい場所に各1か所以上設置すること。

設置後、本事業の位置図に設置箇所を標示して監督職員に提出すること。

事業実施看板のサイズは、横50cm以上縦100cm以上とし、次の項目を表示すること(参考：道路情報板サイズ横55cm縦140cm)。視認しやすいフォントサイズとすること。

なお、これに拠り難い場合は、監督職員の承認を得ること。

- ・委託事業名
- ・事業場所
- ・事業期間(捕獲事業予定期間) ※監督職員と打合せを実施して決定すること。
- ・委託者(氏名・電話番号)
- ・受託者(住所・氏名・電話番号・事業管理責任者名)

(ウ) 注意喚起看板等

捕獲作業開始前までに注意喚起看板等を設置すること。

注意喚起看板等の設置場所は、林道等(町道・作業道を含む。以下「林道等」という。)の入口手前、登山道等(遊歩道・里道を含む。以下「登山道等」という。)及び一般者への周知が必要な箇所に注意喚起看板及び立入禁止看板(以下「注意喚起看板等」という。)を見やすい場所に設置すること。

注意喚起看板等の設置に当たっては、捕獲作業開始前までに監督職員と打合

せを行い注意喚起看板又は立入禁止看板の種類を決定すること。

注意喚起看板等のサイズは、A3以上とし、次の項目を表示すること。視認しやすいフォントサイズとすること。

なお、本事業の位置図をA3横型サイズ以上で併せて表示すること。

- ・注意事項
- ・委託事業名
- ・事業場所
- ・事業期間（捕獲事業予定期間）※監督職員と打合せを実施して決定すること。
- ・委託者（氏名・電話番号）
- ・受託者（住所・氏名・電話番号・事業管理責任者名）

ウ 埋設穴の転落防止

埋設穴は、転落防止対策を講ずること（電気柵は、転落防止対策として認めています。）。

電気柵を使用する場合は、入林者へ電気柵の存在を周知すること。電気柵を本委託事業費で購入する場合は、事業計画書に経費を計上し、委託事業終了後の取扱いをあらかじめ協議すること。なお、消耗品（取得価格が税込み50,000円未満の物品）については、個体処理（集合理設）の経費として計上できます。ただし、別紙「有害鳥獣捕獲事業写真管理基準」により写真撮影及び整理を行い、委託事業写真帳とともに提出すること。

エ 林道ゲートの施錠

林道ゲートは、必ず施錠し、一般車両が進入しないようすること。

オ 当日の安全管理体制

捕獲作業中毎日、作業開始前までに事業従事者全員がそれぞれの役割及び捕獲地区を把握すること。

(6) CSF（豚熱）の感染拡大防止について

ア 作業場所から引き上げる時、車両等に乗る前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落とすこと。

イ 靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒すること。

ウ 有害捕獲を行った者は、当面の間、養豚場へ立入りを控えること。

エ 死亡している野生イノシシを発見した場合は、場所・頭数を速やかに山梨県農政部の家畜保健衛生所に連絡すること。家畜保健衛生所への連絡後、速やかに山梨森林管理事務所に連絡すること。

甲府市内の場合

山梨県西部家畜保健衛生所（韮崎市本町 3 - 5 - 24）

TEL 平日日中：0551-22-0771

夜間休日：090-5564-1018

山梨市内の場合

山梨県東部家畜保健衛生所（笛吹市石和町唐柏 1000-1）

TEL 平日日中：055-262-3166

夜間休日：090-5535-8005

オ CSF（豚熱）感染確認区域（陽性地点から 10km 圏内）には、事業区域全域が該当することから下記のとおり対応すること（山梨県における対策内容）。

消毒液については、貸与物品一覧表のとおり予定しています。捕獲作業後、使用残については監督職員に引き渡すこと。

- ・捕獲したイノシシを運搬する際には、血液等が漏出しないようビニール等で密封し、血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとること。
- ・イノシシの死体の処理は、露出しないよう適切に埋設し、埋設地点に消毒液又は石灰を散布すること。
- ・捕獲イノシシを止めさしした地点の半径 1 m 範囲に消毒液又は石灰を散布することにより消毒すること。なお、血液等が付着した地点等も同様の消毒を実施すること。
- ・イノシシの捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴を脱ぎ、他の衣服及び靴に交換すること。脱いだ上着及び靴については、ブラシ等で土や汚れを落とした上で消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧することにより消毒の上、ビニール袋等に密封し、持ち帰った後に洗濯、洗浄を実施すること。
- ・イノシシ以外の鳥獣捕獲実施者は、ブラシ等で土や汚れを落とした上、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧することにより消毒する。靴底は、現地を離れる際及び作業の程度、必要に応じて消毒すること。
- ・捕獲に使用したわな等の器具は、消毒液に浸すか消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧すること等により、消毒すること（捕獲場所）。
- ・車両は、ブラシ等で土や汚れを落とした上、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧すること。
- ・上記の作業後は、消毒用アルコール等で手指を消毒すること。
- ・ゴミは、ゴミ袋に密封し、消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧する等の消毒後、適切に処分すること。

5 その他

(1) 一般事項

受託者は、共通仕様書 1.16(1)～(8)に記載されている関係法令及び条例のほか、下記の法令、規則等を遵守すること。

ア 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

ウ 山梨県有害鳥獣捕獲実施要領（山梨県森林環境部みどり自然課 平成 19 年 4 月 1 日策定）

(2) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、共通仕様書別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書（様式 2）及び人件費明細書（実績）（様式 12）を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。

また、事業計画書提出前及び検査時において、人件費明細書の提出のほか 1 日当り積算単価表の算出根拠に係る労働契約書等の関係書類を提示、確認を受けなければならない。

なお、受託者において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を事業計画書提出前に行った上で、受託単価による算定を認める。受託単価規程等が存在せず、1 日当り積算単価を実績単価により算定する場合には、年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする

(3) 従事者の資格等の更新について

受託者は、捕獲従事者等の捕獲手法に応じた狩猟免許等（止めさしに銃の使用を予定する場合、銃砲所持許可証を含む）について、捕獲期間中に有効期間が満了する者がいる場合は、適切に更新を行い、更新後速やかに狩猟免許等の写しを山梨森林管理事務所に提出すること。有効期限が過ぎた者による捕獲はできません。

なお、更新者による鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付の追加申請は行いません。

従事者は、「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、事業計画書提出日までその効力を有していること。捕獲期間中に効力が失われる者については、事前に再受講を受け、その受講証の写しを山梨森林管理事務所に提出すること。救急救命講習の発行者が定めた有効期限がない場合は、受講から 5 年以内を有効期限とする。また、講習実施機関が消防本部、都道府県公安委員会、厚生労働省、国土交通省、日本赤十字社などの専門的機関の養成講習でない場合の最長有効期間は最長 5 年を効力とする。

有害鳥獣捕獲事業写真管理基準

この有害鳥獣捕獲事業写真管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、関東森林管理局山梨森林管理事務所が発注する有害鳥獣捕獲委託事業の管理基準を定めたものである。

1 目的

この管理基準は、標準仕様書及び契約図書に定められた事業条件、実施状況の確認及び品質を図ることを目的とする。

なお、撮影された写真は、事業完了時に明視できない実施状況等の出来形及び品質を示す記録となる。

2 管理の実施

- (1) 事業着手から完了に至るまでの事業の経過を写真により記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 写真撮影は、「有害鳥獣捕獲事業写真撮影要領」及び監督職員（補助者を含む。以下、「監督職員」という）の指示に従って行うものとする。
- (3) 写真撮影に当たり使用する主な器材は、次表のとおりとする。

表1 主な使用器材

区 分	内 容
カメラ	デジタルカメラ
黒板	次の項目を表示する黒板等 ① 委託事業名 ② 工種等 ③ 撮影日又は日時 ④ 撮影位置（林小班名又はわな番号） ⑤ 工種毎の必要記載事項
計測器具	被写体の寸法を表示するポール、リボンテープ等その他必要なもの

- (4) 撮影に当たっては、原則として必要な項目を記載した黒板を被写体と共に写し込むものとする。
- (5) 寸法を表示する場合には、該当箇所に計測器具を設置し、寸法等と明示した上で撮影を行わなければならない。
- (6) 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、補正前の写真データから複製を作成した上で、複製した写真データに回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができるものとする。
また、小黒板情報の電子的記入は、上記の画像編集には該当しない。

3 写真の撮影

写真の撮影は、有害鳥獣捕獲事業写真撮影要領に則り撮影する。

4 写真の留意事項

写真の撮影に当たっては、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 事業完了後、確認写真（証拠写真）がない場合、実績支払いができなくなる場合があるので、鮮明かつ正確な撮影を行わなければならない。
- (2) 撮影後は、できるだけ速やかに目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし、撮影が不完全な場合は、速やかに撮り直しを行うものとする。

5 写真の整理

- (1) 共通仕様書 2. 4. 2 事業着手中 (1) 業務日誌・業務日報に添付する写真及び捕獲個体記録写真は、業務日誌、業務日報及び捕獲個体記録票ごとに写真を写真帳の形式で整理し、翌月の5日（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、行政機関の休日の翌日。）までに監督職員に提出するものとする。
- (2) 共通仕様書 2. 4. 3 事業完了時 (2) 捕獲事業報告書の附属として、委託事業写真帳を作成し、提出するものとする。
- (3) 委託事業写真帳は、A 4判縦とする。なお、工事用アルバムを使用する場合は、A 4判相当を使用すること。
- (4) 写真は、工種ごとに委託事業写真帳に整理するものとする。
- (5) 写真説明は、撮影内容、撮影日、撮影位置などの説明文を記載するものとする。
- (6) 委託事業写真帳及び添付写真を印刷する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。
- (7) 監督職員が指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提供する。

6 写真の取扱い

- (1) 写真の有効画素数は、黒板の文字及び捕獲記載文字等が確認できることを指標とする。
- (2) 写真の記録形式はJPEGとし、縦横比3：2（標準）、圧縮率、撮影モードについては、監督職員と協議の上決定する。
- (3) 写真データは、電子媒体に格納して提出するものとする。また、格納する際の属性情報、フォルダー構成等については監督職員と協議の上決定する。なお、この要領により撮影したデータ全てを保存する。
- (4) 電子媒体は、DVD-R又はBD-R（50GBまで）を原則とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、その媒体も提出できる。
- (5) 納品する電子媒体は、提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。
ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付すること。

有害鳥獣捕獲事業写真撮影要領

1 工種別事業状況等の写真

共通仕様書 2.4.2 事業着手中（1）業務日誌・業務日報に添付する写真は、業務日誌、業務日報ごとに写真を整理して、事業完了時に提出するものとする。

共通仕様書 2.4.2 事業着手中（2）捕獲個体の記録写真は、捕獲個体記録票ごとに写真を整理して、事業完了時に提出するものとする。

共通仕様書 2.4.2 事業着手中（3）捕獲個体の証拠物の写真は、毎月の報告時に提出するほか、撮影日ごとに写真を整理して、事業完了時に提出するものとする。

内訳書の作業種ごとに撮影すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
業務日誌	捕獲期間中毎日	事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者の出勤状況がわかるよう捕獲区域内で撮る。日誌ごと又は日付ごとに写真を添付する。黒板等は、委託事業名、撮影日時、撮影場所、処分方法を明記する。
業務日報 （誘引作業日報）	捕獲期間中毎日 （誘引実施期間中毎日）	撮影区分【給餌（誘引作業）】により撮る。誘引資材の設置状況、誘引資材の前回設置状況、ニホンジカの痕跡状況を添付する。日報ごとに添付する写真は、1，2枚とする。
業務日報 （鉦塩作業日報）	設置・撤去時等	設置・撤去時及び10日間ごとに1回以上程度の頻度で、鉦塩の状態が分かるように撮る。詳細は、監督職員等と打合せすること。黒板等は、委託事業名、鉦塩状況、撮影日、撮影位置（場所）を明記する。委託事業写真帳は、鉦塩の地点別にすべてを表示する。
業務日報 （捕獲作業日報）	捕獲期間中毎日	撮影区分【わな設置、わな撤去、見回り、捕獲個体記録票、錯誤捕獲】により撮る。わな設置・わな撤去作業状況、見回り状況、捕獲状況などを添付する。日報ごとに添付する写真は、1，2枚とする。
捕獲個体記録票	捕獲個体毎	捕獲個体ごとに撮る。黒板等は、委託事業名、受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、処分方法を明記する。捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、油性スプレー又は油性ペンキでその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
捕獲個体記録票	捕獲個体毎	<p>ア 胴体中央に個体の色と異なる色の油性スプレー又は油性ペンキで「山」とマーキング。</p> <p>イ 上記アで記した「山」のマークの上部に、油性スプレー又は油性ペンキで、捕獲した順に付与する番号をマーキング。</p> <p>なお、埋設する個体については、埋設直前の個体を埋設穴に置いた状態で撮影すること。</p> <p>捕獲個体毎に処分方法が分かるように撮る。</p>
給餌 (誘引作業)	誘引資材の設置時	<p>誘引資材の設置状況を設置場所ごとに撮る。</p> <p>委託事業写真帳は、誘引期間中の誘引資材の種類ごと4枚以上を表示する。</p>
	見回り時	<p>誘引作業日報の記載状況が分かるように誘引状況（前回設置分）、付近の状況（痕跡）と撮る。</p> <p>委託事業写真帳は、誘引期間中の誘引状況、付近の状況ごと4枚以上を表示する。</p>
	黒板等表示	<p>委託事業名、「給餌」、撮影日、撮影位置（場所）、誘引資材の種類を明記する。</p>
わな設置 わな撤去	わな設置時 (移動時を含む。)	<p>わなの設置状況が分かる写真をすべて撮る。</p> <p>わな設置に係る標識の記載内容が分かる写真をすべて撮る。</p> <p>委託事業写真帳は、捕獲地区ごとに4箇所以上を表示する。</p>
	わな再設置	<p>わなの空はじきがあった場合に撮る。</p> <p>撮影は、4箇所以上を目安とし、委託事業写真帳に表示する。</p>
	わな撤去 (移動時を含む。)	<p>わなの撤去状況が分かる写真をすべて撮る。</p> <p>委託事業写真帳は、わな設置と同じ箇所を表示する。</p>
	黒板等表示	<p>委託事業名、「わな設置、わな再設置又はわな撤去」、撮影日、撮影位置（林小班名）、わなの種類（品名）、わな番号を明記する。</p>
見回り	捕獲期間中毎日	<p>見回り状況（従事者が写っているもの）を毎日撮る。</p> <p>委託事業写真帳は、4枚以上を表示する。</p> <p>黒板等は、委託事業名、「見回り」、撮影日、撮影位置（わな番号）を明記する。</p>

撮影区分	撮影事項	撮影内容
捕獲	捕獲確認時	捕獲状況（わなに掛かった状況）を撮る。 撮影は、捕獲処分種ごと4枚以上を目安とし、委託事業写真帳に表示する。 黒板等は、委託事業名、「捕獲」、撮影日、撮影位置（わな番号）、捕獲種を明記する。
	止めさし時	捕獲状況（止めさし作業の状況）を撮る。 撮影は、捕獲処分種ごと4枚以上を目安とし、委託事業写真帳に表示する。 黒板等は、委託事業名、「捕獲」、撮影日、撮影位置（わな番号）、捕獲種を明記する。
捕獲個体の証拠物	捕獲確認時	受託者は、捕獲個体の証拠物の数が分かるように写真を撮影する。 委託事業写真帳は、すべてを表示する。
錯誤捕獲	捕獲発見時	錯誤捕獲状況（わなに掛かった状況）をすべて撮る。 写真は錯誤捕獲対応記録票に表示する。
	放獣作業時	放獣作業状況をすべて撮る。 写真は錯誤捕獲対応記録票に表示する。
	放獣時	放獣後の状況をすべて撮る。 写真は錯誤捕獲対応記録票に表示する。
	黒板等表示	委託事業名、「錯誤捕獲」、撮影日、撮影位置（わな番号）、捕獲獣種を明記する。
埋設穴	掘削時	埋設穴ごとに掘削前、掘削状況、掘削後を撮る。掘削前と掘削後は、寸法が分かるようにメジャー等を用いて撮る。掘削状況は、掘削に重機を使用する場合、重機が映るように撮る。 委託事業写真帳は、すべてを表示する。
	埋戻時	埋設穴ごとに最終埋戻前、埋戻状況、埋戻整地後を撮る。 委託事業写真帳は、すべてを表示する。
	黒板等表示	委託事業名、「埋設穴（掘削）又は埋設穴（埋戻）」、撮影日、撮影位置（林小班名）、埋設穴寸法を明記する。
（次ページに続く）		

撮影区分	撮影事項	撮影内容
個体処理 (集合理設)	処理中	処理状況(消石灰を散布した状態、土をかぶせた状態)が分かるように撮る。処理開始の週に撮影し、その後隔週で撮影を行う。 委託事業写真帳は、消石灰を散布した状態、土をかぶせた状態ごとに2枚以上を表示する。
	安全対策	埋設穴への転落防止対策、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性に留意した服装などを撮る。 委託事業写真帳は、対策ごと1枚以上を表示する。
	黒板等表示	委託事業名、「個体処理(集合理設)」、撮影日、撮影位置(林小班名)、「処理状況又は安全対策名」を明記する。
豚熱(CSF)対策	感染拡大防止実施時	作業現場から引き上げる時の対策状況ごとに2枚以上を撮る。 委託事業写真帳は、対策ごと1枚以上を表示する。 黒板等は、委託事業名、「豚熱(CSF)対策(感染拡大防止)」、撮影位置(場所)、を明記する。
	死亡している野生イノシシを発見時	死亡している野生イノシシを発見した場合は、その状況が分かるようにすべて撮る。 写真は死亡している野生イノシシ発見報告書に表示する。 黒板等は、委託事業名、「死亡している野生イノシシを発見」、撮影日、撮影位置(場所)を明記する。
	(感染確認区域【陽性地点から10km圏内】)対応時	感染確認区域内でイノシシの捕獲があった場合に特記仕様書に記載してある対策状況が分かるように撮る。 撮影頻度については、監督職員と事前に打合せを行い決定すること。 委託事業写真帳は、対策ごと2枚以上を表示する。 黒板等は、委託事業名、「豚熱(CSF)対策」、撮影日、撮影位置(場所)、「感染確認区域内対策」を明記する。

2 事業実施看板

撮影は、設置場所すべてを行うこと。委託事業写真帳の整理は、すべて表示すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
事業着手前	設置個所	設置状況がわかるよう撮る。
事業完了	設置個所	事業着手前と比較できるように、撤去状況がわかるよう撮る。

3 注意喚起看板等の設置状況

撮影は、設置場所すべてを行うこと。委託事業写真帳の整理は、そのうち、市町村別に3か所以上表示すること。

なお、データはすべて提出すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
事業着手前	設置個所	設置状況がわかるよう撮る。
事業完了	設置個所	事業着手前と比較できるように、撤去状況がわかるよう撮る。

4 安全管理写真

有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に記載した安全管理対策状況がわかるものを提出すること。

委託事業写真帳は、対策ごと2枚以上を表示すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
安全管理	安全管理の状況	ミーティング、危険予知活動等の状況がわかるよう撮る。

5 物品管理写真

消耗品（取得価格が税込み 50,000 円未満の物品）（誘引餌・消石灰等）の箱（袋）には、購入及び使用数量がわかるように番号を記載すること。写真は、委託事業写真帳に表示すること。

取得価格が税込み 50,000 円以上の物品は、監督職員と物品標示票の記載事項の打合せを行うこと。写真は、様式 14「物品管理簿」に添付すること。

使用物品・器具が損傷等した場合は、その状況がわかる写真を撮影すること。写真は、様式 9「使用不能報告書」又は様式 15「国からの支給材料（貸与品）等返納届」に添付すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
貸与品 （支給材料）	借用時	支給材料の品目、品質規格、数量、引渡場所の状況がわかるよう撮る。
	返納前 （撤去時）	損傷した支給材料の品目、品質規格、数量、損傷具合の状況がわかるよう撮る。
	返納時	支給材料の品目、品質規格、数量、返納場所の状況がわかるよう撮る。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
購入物品	納入時	購入物品の品目、品質規格、数量、納入場所の状況がわかるよう撮る。 取得価格が税込み 50,000 円以上の物品は、物品標示票がわかるよう撮る。 消耗品（誘引餌等）の袋（又は箱）の番号がわかるよう撮る。
	事業終了時	消耗品（誘引餌等）の空き袋（又は空き箱）の番号がわかるよう撮る。
	引渡時	購入物品の品目、品質規格、数量、引渡場所の状況がわかるよう撮る。

6 その他

(1) 立会確認写真

写真は、委託事業写真帳に表示すること。

撮影区分	撮影事項	撮影内容
立会確認	立会時	立会状況及び立会内容がわかるよう撮る。

(2) その他必要な写真

監督職員が指示する写真については、撮影区分、撮影事項、撮影内容をあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R 6 明許）」

誘引作業日報

実施日	令和 年 月 日 ()	天 候	記入者
誘引方法	従事者数 名		
誘引資材	1箇所当たりの資材量		
従事者名			

誘引状況

捕獲場所	誘引状況		付近の状況	備考
	前回設置分	今回設置分		
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり (足跡、糞等) 3. 痕跡なし	
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり (足跡、糞等) 3. 痕跡なし	
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり (足跡、糞等) 3. 痕跡なし	

所見 (実施おける課題等)

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6明許）」
捕獲作業日報

実施日 令和 年 月 日 ()	天 候	記入者
捕獲方法	捕獲頭数	頭 従事者数 名
従事者名（役割についても明記する）		

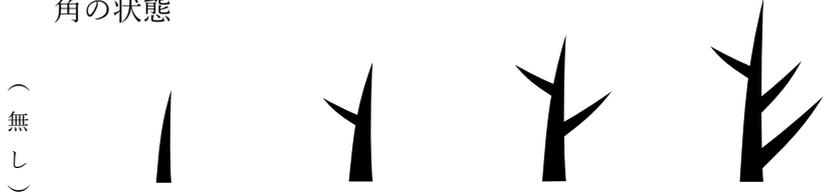
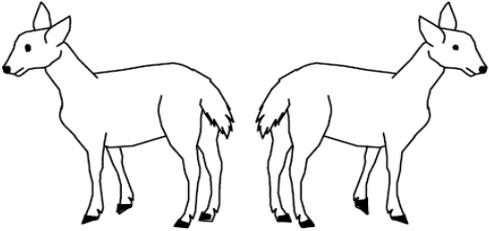
捕獲内容

捕獲場所	捕獲頭数		メッシュ番号	埋設場所	備 考
	オ ス	メ ス			

所見（実施おける課題等）

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6明許）」

捕獲個体記録票

整理番号		
捕獲年月日	令和 年 月 日 ()	
記入者氏名		
獣種名	ニホンジカ・イノシシ・その他 ()	
止めさし方法	電気・ナイフ・銃	
捕獲場所	()市・町・村 ()国有林 ()林班 ()小班	
メッシュ番号		
性別	オス ・ メス	
オスの場合	<p>角の状態</p> <p>(無し)</p> 	
メスの場合	妊娠の有無	あり ・ なし ・ 不明
	胎児の数と性別	オス 頭 ・ メス 頭 ・ 不明 頭
	乳汁の分泌 (乳をしぼると乳が出るか)	あり ・ なし ・ 不明
成獣・幼獣別	成獣 ・ 幼獣	
体重	kg (実測 ・ 全重量)	
切歯・犬歯	全て永久歯 ・ 全て乳歯 ・ 永久歯 本 ・ 乳歯 本	
着弾位置		
処置概況	埋設 ・ 焼却 ・ 食肉加工 ・ その他 ()	
備考	ワナ番号：	

捕獲個体記録写真

整理番号	
捕獲個体 の 写真	
処分方法 (処理状況) の 写真	

様式仕4

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6明許）」
ジビエ利用届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

関東森林管理局

山梨森林管理事務所長 片柳 信晴 殿

受託者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6明許）」について、下記
のとおりジビエ利用するので届出ます。

記

1. 出荷先

2. 用 途

監督職員	令和 年 月 日
経 由	氏名
記 事	

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R 6 明許）」

ジビエ利用記録票

記入者氏名	令和 年 月 日 ()
捕獲年月日	令和 年 月 日 ()
出荷年月日	令和 年 月 日 ()
捕獲場所	
出荷先	
用 途	
数 量	オス： 頭 メス： 頭 合計： 頭
備 考	

注) ジビエ利用した場合、出荷日毎に本票を整理すること。

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R 6 明許）」

錯誤捕獲対応記録票

整理番号			
作成者氏名			
発見日時等	令和 年 月 日 ()		
	時 分	天候：	
錯誤捕獲場所	林班 小班	メッシュ番号：	ワナ番号：
錯誤捕獲鳥獣		性 別	オス ・ メス
発見者		連絡調整者	
対応方法			
対応結果			
クマの場合	市町村部署：	連絡対応者	
	山梨森林管理事務所	連絡対応者	
処理費用	円		
課題 及び 問題等			

注) 錯誤捕獲 1 頭ごとに記載すること。

整理番号	
錯誤捕獲 発見時 の写真	
放獣作業時 の写真	
放獣時 (放獣後) の写真	

注) 錯誤捕獲1頭ごとに記載すること。

(クマの場合、作成)

放獣場所	林班 小班		
体重	kg	推定年齢	約 歳
体高	cm	体長	ccm
個体の特徴	毛色		耳タグの有無等
	傷等		その他

注) 位置図を添付し、捕獲地点に点●をつけること。

(ニホンカモシカの場合、作成)

放獣場所	林班 小班		
体重	kg	推定年齢	約 歳

注) 位置図を添付し、捕獲地点に点●をつけること。

「甲府地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6明許）」
捕獲個体整理表

番号	獣種名	捕獲方法	雌雄区分	成獣・幼獣別	頭数	捕獲年月日	捕獲場所				処置概要
							わな番号	市町村名等	林班	メッシュ番号	
(例)1	ニホンジカ	くくりわな	雄	成獣	1	R7.10.14	A1-1	甲府市	8	204	焼却
(例)2	ニホンジカ	くくりわな	雌	幼獣	1	R7.10.15	C18-2	山梨市	26	194	埋設
(例)1	イノシシ	くくりわな	雄	成獣	1	R7.10.16	D25-1	甲府市	15	195	食肉加工
(例)2	イノシシ	くくりわな	雌	幼獣	1	R7.10.17	B10-1	山梨市	7	205	食肉加工
(例)3	ニホンジカ	くくりわな	雌	幼獣	1	R7.10.18	A5-1	甲府市	1	194	埋設
(例)1	ニホンカモシカ	くくりわな	雄	成獣	1	R7.10.19	B13-1	甲府市	19	195	その他(2日放獣)
(例)1	ニホンザル	くくりわな	雄	成獣	1	R7.10.20	C19-1	山梨市	8	205	その他(2日放獣)

集計	獣種名	捕獲方法	雌雄区分	成獣・幼獣別	頭数
	ニホンジカ	くくりわな	雄		
	ニホンジカ	くくりわな	雌		
	イノシシ	くくりわな	雄		
	イノシシ	くくりわな	雌		
	ニホンカモシカ	くくりわな	雄		
	ニホンカモシカ	くくりわな	雌		
	ニホンザル	くくりわな	雄		
	ニホンザル	くくりわな	雌		

← 獣種別の頭数の計を記載

注1:「番号」は、獣種別に捕獲した順に付与する番号を記載すること。

注2:「捕獲場所」の位置情報は、鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号またはGPSデータ等を記載すること。メッシュ番号等を記載できない場合には、捕獲場所を示す図面を添付すること。

注3:「処置概要」は、「埋設」「焼却」「食肉加工」「その他」のいずれかを記載すること。「その他」については括弧書きで概要を記載すること。

